

(水道事業の設置)

第1条 生活用水その他の浄水を町民に供給するため水道事業を設置する。

(経営の基本)

第2条 水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 給水区域は、次のとおりとする。

沢、大出、八乙女、下古田、上古田、中原、松島、木下、富田、中曽根、三日町、福与、長岡、南小河内及び北小河内の地区

3 計画給水人口は、27,300 人とする。

4 計画1日最大給水量は、11,460 立方メートルとする。

(組織)

第3条 [地方公営企業法\(昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。\)](#) [第 14 条](#)の規定に基づき水道事業の管理者(以下「管理者」という。)の権限に属する事務を処理させるため水道課を置く。

2 [法第7条](#)ただし書及び[地方公営企業法施行令\(昭和 27 年政令第 403 号\)](#) [第8条の2](#)の規定に基づき、この町が行う水道事業に管理者を置かないものとする。

(審議会)

第4条 前条に定めるもののほか、企業の経営に関する重要な事項について、管理者の諮問に応じ、調査審議するため箕輪町水道運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は委員、10 人以内で組織する。

3 委員は、知識経験者のうちから管理者が任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

5 審議会に会長を置き、委員が互選する。

6 会長は会務を総理し、会議の議長となる。

7 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職務を代理する。

8 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、管理者が定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第5条

(以下省略)